

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月25日

照会部署名 高崎年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 茂原 香代

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 佐野 賢司

(案件)

(受付番号) No. 2010-81	法人事業所が個人事業所に変わる場合について
-----------------------	-----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

法人事業所であったが、代表者や住所に変更はないまま法人を解散して個人事業所に変わり、社会保険加入を続けたいとの申し出があった場合の手続き方法（必要な届出と添付書類）についてご教示ください。

法人から個人に変わった場合、健康保険法第32条に該当するものとして、従業員については加入を続け、事業主とその家族についてのみ、解散の日をもって喪失でよろしいでしょうか。それとも、全喪及び新適の処理が必要になりますか。また、その場合には、法人解散から任意適用の認可がおりるまでの間は、国民年金へ加入していただくことになりますか。

2006年10月の疑義回答に、個人から法人となる場合と、個人事業所の事業主の引継ぎについては、「事業の継続性、承継等が行われたことが確認できる場合は、適用事業所を全喪及び新規適用する必要はない。添付書類については、個人から法人となった場合、法人登記事項証明（旧法人（商業）登記簿謄本）を求めるこことし、個人事業所の場合は、住民票の写しを求めるものとする。

なお、債権債務の引継書については、民法、商法、有限会社法、国税通則法等の規定に基づき取り扱うこと。」との記載がありましたが、個人から法人の場合についてもお願いします。

(回答)

法人の解散については、解散をもって、当該事業所とそこに使用される被保険者との使用関係が消滅し、その後、法人の代表者であった者等が個人事業主として同様の事業を行うこととなったとしても、それは法人とは別の主体であり事業所としての同一性は有さないことから、法人の解散については健康保険法第32条の適用とはならない。
したがって、具体的な手続き方法としては、全喪届を提出させた上で、改めて新規適用届の提出を求ることとなる。

回 答 日 平成22年2月3日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上